

南山大学体育館規程

(目的)

第1条 南山大学体育館(以下「体育館」という。)は、本学建学の精神を涵養し具現するための行事、ならびに体育活動に供することを目的とする。

(使用)

第2条 体育館は次の用途に使用する。

- 1 大学の主催する行事
- 2 正課体育実技
- 3 学生の課外体育活動および文化活動
- 4 大学教職員、学生、卒業生の関係する諸団体、およびその他の諸団体の主催する行事

(運営)

第3条 体育館を適正に運営管理するため、体育館運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設ける。

第4条 運営委員会は、次のものをもって組織する。

副学長(総務担当)、学生部長、学生部次長、体育科目担当教員、総務部長、総務課長、経理課長、施設課長、学生課長

第5条 運営委員会の委員長は副学長(総務担当)がこれに当る。

運営委員会の庶務は総務課において取扱う。

第6条 運営委員会は、次の事項について協議する。

- 1 設備の維持保全に関する事項
- 2 使用許可ならびに使用条件等に関する事項
- 3 その他必要と認められる事項

第7条 第2条第3号の使用については学生部長および総務部長の許可を受けなければならない。

第2条第4号の使用については運営委員会の許可を受けなければならない。この場合、その使用目的が本学の教育上支障がないと認めたものに限り許可する。

第8条 体育館の運営管理は次の区分によって行なう。

- 1 運営の事務
 - (1) 第2条第1号、第4号については総務部総務課
 - (2) 第2条第2号については体育科
 - (3) 第2条第3号については総務部施設課
- 2 管理の業務、施設設備の維持保全等については、総務部施設課

第9条 体育館の運営管理について必要な細則は別にこれを定める。

第6部 体育館規程

附 則

- 1 この規程は昭和42年12月20日から施行する。
- 2 プールおよびクラブハウス内の武道場の使用についてもこの規程を準用する。

附 則

この規程の改正は、昭和47年7月4日から施行する。

附 則

この規程の改正は、昭和51年3月9日から施行する。

附 則

この規程の改正は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2005年7月1日から施行する。